

説明書

業務名	令和8年度「佐賀県外国人材雇用サポート事業」企画・運営業務		
履行期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
契約上限額	15,500千円	説明会	実施しない
仕様書等に対する質問提出期限	令和8年2月25日（水）午後5時まで	仕様書等に対する質問への回答期限	令和8年3月2日（月）まで
参加資格確認申請書提出期限	令和8年3月6日（金）午後5時まで	参加資格確認結果通知	令和8年3月11日（水）
提案書提出期限	令和8年3月16日（月）午後5時まで	プレゼンテーション	令和8年3月18日（水）午後2時～
最優秀提案者の決定・通知	令和8年3月19日（木）		

1 仕様書等について

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、上記仕様書等に対する質問書提出期限までに様式1 質問書に記入のうえ、電信メールにより提出すること。
注) 電子メールの表題は「質問書（質問者名）：令和8年度「佐賀県外国人材雇用サポート事業」企画・運営業務委託」とすること。
注) 電子メール送信後、着信確認の電話をすること（TEL:0952-25-7310）。
- (2) 回答 令和8年3月2日（月）までに質問者に対し、電子メールにより回答する。また、必要に応じ、応募者全員に回答する。

2 参加資格確認申請書について

- (1) 参加希望者は、公示で定める参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を提出しなければならない。
- ア 参加資格確認申請書（様式2） 1部
イ 団体概要及び実績書（様式3） 1部
ウ 誓約書（様式4） 1部
- (2) 申請書等の提出は、Eメールによる。
- 注) 様式2 参加資格確認申請書にプレゼンテーションの参加方式（オンライン会議での参加有無）を記載すること。
注) 誓約書（様式4）については自署したものコピーをPDF等のファイルで添付し提出すること。複数事業者による共同事業体（JV）の場合は全構成員分提出すること。
注) 電子メールの表題は「参加申込（参加者名）：令和8年度「佐賀県外国人材雇用

「サポート事業」企画・運営業務委託」とすること
注) 電子メール送信後、着信確認の電話をすること (TEL:0952-25-7310)。

3 提案書及び添付資料について

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

別添「評価基準」の審査項目を確認の上、企画提案能力及び業務遂行能力等が分か
るように説明すること。

イ 見積書（任意様式）

ウ 受付期間 令和8年3月16日（月）午後5時必着

エ 提出方法 書面（6部郵送）及びEメール（Eメールへの添付は5メガ以下のデータ
量にすること）

(2) 作成にあたっての注意事項

ア 提案書はA4サイズとする。

イ 見積書は、本業務の履行に関する経費をすべて盛り込んで委託契約額の上限の
範囲で見積ること。積算根拠についても明らかにすること。

ウ 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

エ 提出された提案書及び添付資料は返却しない。

オ 書面の提出は持参又は郵送による。

カ 提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため配達記録が残る方法とすることとし、上記期
限までに必着とする。

注) 電子メール送信後、着信確認の電話をすること (TEL:0952-25-7310)。

4 問い合わせ先、提出先

(1) 問い合わせ先、提出先

佐賀県産業労働部産業人材課（産業人材（外国人）担当）

郵便番号：840-8570

住所：佐賀市城内1-1-59

E Mail : sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

5 プрезентーションについて

(1) プрезентーションは提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施す
るもので、提出された提案書等のみを使用し、他の資料は使用しないものとする。
説明の際に提出資料（パワーポイント等）を使用しスクリーンに投影する事は可
能。

(2) プрезентーションは対面形式もしくはオンライン会議形式で行う。参加者側の出
席者は3人以内（うち1人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、時間
は1者あたり30分程度（説明15分、質疑15分程度）を予定している。

注) 対面、オンライン会議の併用も可

(3) 個別の開始時間、オンライン会議のURL等については、参加者に別途連絡する。対
面形式でモニターの使用を希望する場合は、パソコン等必要な機器を参加事業者が
準備すること。モニター・HDMIケーブルは事務局で準備する。

6 契約候補者の選定について

- (1) 審査員は、県が定める審査項目に従って審査を行い、契約候補者を決定する。
- (2) 審査項目 別添「評価基準」のとおり
- (3) 結果通知 すべての参加者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。
- (4) 結果については、令和8年3月19日（木）までに書面によりすべての参加者に対し通知する。

7 契約書について

- (1) 契約候補者は、委託内容、経費等について再度県と調整を行い、協議が調った場合は、委託契約を締結する。
- (2) 契約書は2通作成し、各自1通を保有するものとする。

8 留意点

- (1) 提出された資料は返却しない。
- (2) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。

9 契約事項

- (1) 佐賀県財務規則（平成4年3月31日佐賀県規則第35号）に基づき執行する。
- (2) 契約保証金 公示に定めるとおり